

金融商品会計基準等の改正に係る 公開草案の解説

2025年11月21日

企業会計基準委員会（ASBJ）

【凡例】

IFRS第9号：IFRS第9号「金融商品」

金融商品会計基準等：企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」及び移管指針第12号「金融商品会計に関するQ&A」

金融商品会計基準：企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」

収益認識会計基準：企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

リース会計基準：企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」

リース適用指針：企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」

期中適用指針：企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」

金融商品会計基準案：企業会計基準公開草案第89号（企業会計基準第10号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」

予想信用損失適用指針案：企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」

金融商品実務指針案：移管指針公開草案第17号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」

収益認識会計基準案：企業会計基準公開草案第91号（企業会計基準第29号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」

リース会計基準案：企業会計基準公開草案第92号（企業会計基準第34号の改正案）「リースに関する会計基準（案）」

リース適用指針案：企業会計基準適用指針公開草案第92号（企業会計基準適用指針第33号の改正案）「リースに関する会計基準の適用指針（案）」

期中適用指針案：企業会計基準適用指針公開草案第93号（企業会計基準適用指針第34号の改正案）「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」

補足文書案：補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」

I 公表の経緯及び開発にあたっての基本的な方針

1. 公表の経緯
2. 開発にあたっての基本的な方針

II 本公開草案の概要

1. 概要
2. 範囲
3. 予想信用損失モデルの特徴
4. 信用リスクの著しい増大に関する判定
5. 予想信用損失の算定
6. 償却原価に係る会計処理
7. 開示
8. その他の会計基準等の改正
9. 適用時期等
10. 公開草案へのリンク及びコメント募集の説明

本資料は、公開草案の概要を理解していただくために作成しており、説明を簡略化しております。詳細は公開草案をご参照ください。また、本資料は、具体的な記載がある場合を除き、2025年11月14日時点の状況に基づいて作成しています。



I 公表の経緯及び開発にあたっての基本的な方針

◆ 公表の経緯

- ◆ 2016年公表の中期運営方針では、我が国における会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一つとして金融商品に関する会計基準を挙げており、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うとしていた

金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得る

金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させる

- ◆ 2018年8月に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表

- ◆ 意見募集の結果、金融資産の減損について開発する意義が高いと考えられたため、金融商品に関する会計基準の開発に着手することとした

◆ 公表の経緯（続き）

- ◆ 2019年10月に予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について開発に着手することを決定
- ◆ 2025年10月29日に公開草案を公表（コメント期限2026年2月6日）
 - ◆ 金融資産及び金融負債の分類及び測定について
 - 金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直し
 - 本公開草案の範囲に含めた領域を除く部分については、本公開草案の公表後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定

2018/8
意見募集文書

2019/10
開発着手決定

2025/10
公開草案

2026/2
コメント期限

2. 開発にあたっての基本的な方針

6つのステップに分けて開発を行った

ステップ	検討事項
1	IFRS会計基準と米国会計基準のいずれのモデルを開発の基礎とするかの選択
2	金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発 (国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発)
3	ステップ2を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討
4	金融機関に適用される会計基準の開発 (IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準の開発)
5	一般事業会社に関する検討
6	公開草案の公表

2. 開発にあたっての基本的な方針






ステップ2

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発

ステップ4

IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準の開発

ステップ4の目的の“キーワード”

-  IFRS第9号を出発点
-  実務負担に配慮
-  適切な引当水準を確保
-  **ステップ2及びステップ3における論点を対象として特に実務上の負担が重いと考えられる論点について検討する**
-  **引当水準にどのような影響を与えるかを考慮し、実務負担に配慮した方法を検討する**



Ⅱ 本公開草案の概要

1. 概要

◆ 予想信用損失モデルの採用

- ◆ 適用範囲 P.11
- ◆ 3つのステージ区分 P.13
 - ❖ 信用リスクの著しい増大（SICR※）に関する判定 P.17
- ◆ 予想信用損失の算定 P.28
 - ❖ 将来予測情報の考慮 P.31
 - ❖ 確率による加重計算 P.29
 - ❖ 貨幣の時間価値の反映 P.30
 - ❖ 単純化したアプローチと実務上の便法 P.40 P.41

◆ 償却原価に係る会計処理 P.43


◆ 開示 P.51

◆ その他の会計基準等の改正 P.59

※ Significant Increase in Credit Risk: SICR

2. 範囲

1. 予想信用損失モデルの適用範囲

-  **予想信用損失モデルの適用範囲**（金融商品会計基準案第14項、第16項、第26-2項及び第26-3項、金融商品実務指針案第135項、収益認識会計基準案第150-4項、リース会計基準案BC57項並びにリース適用指針案第36項及び第36-2項）

適用範囲

- ◆ 債権
 - ◆ リースにより生じた債権及び建設協力金等を含む
 - ◆ 貸付金代替性私募債を含む
- ◆ 満期保有目的の債券
- ◆ 金融保証契約
- ◆ 貸出コミットメント等
- ◆ 契約資産
- ◆ リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分

適用範囲外

- ◆ その他有価証券に分類される債券
- ◆ 敷金
- ◆ 将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く）
- ◆ 預託保証金であるゴルフ会員権

- 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約等を「貸出コミットメント等」という
- 債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等を「債権等」という

2. 範囲

– 2. 貸付金代替性私募債及び満期保有目的の債券

◆ 貸付金代替性私募債の取扱い

- ◆ 貸付金代替性私募債とは、貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債をいう（金融商品会計基準案（注5-3））
- ◆ 貸付金代替性私募債については、貸付金に含めて取り扱う（金融商品会計基準案第14項）
- ◆ 貸借対照表価額は、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額（金融商品会計基準案第14項）

現行基準において貸付金代替性私募債がその他有価証券に分類されている場合、貸借対照表価額が時価から「償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額」に変更される

◆ 満期保有目的の債券の取扱い

- ◆ 満期保有目的の債券を予想信用損失モデルの対象としているため、時価のある有価証券の減損処理の対象から、満期保有目的の債券を除外した（金融商品会計基準案第20項、金融商品実務指針案第91項）

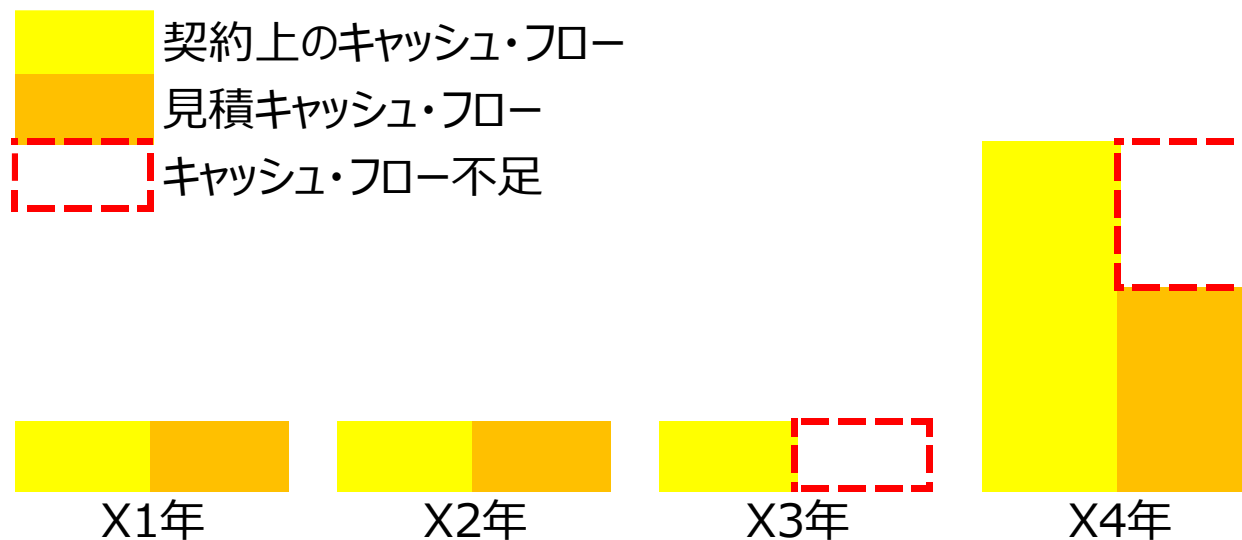
3. 予想信用損失モデルの特徴

– 1. 3つのステージ区分

🌟 予想信用損失の定義 (金融商品会計基準案 (注5-2))

予想信用損失とは、信用損失を確率加重したもの

信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額）を現在価値に割り引いたもの



※すべてのキャッシュ・フローの不足額という場合、元本と利息を区別しない

3. 予想信用損失モデルの特徴

– 1. 3つのステージ区分

◆ ステージ1とステージ2の区分

- ◆ 期末において、発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大（SICR）しているかどうか判定する（金融商品会計基準案第27項）

SICRなし	SICRあり
12か月の予想信用損失を算定 (金融商品会計基準案第28項(1)) 全期間の予想信用損失のうち、債権等について期末後12か月以内に生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失を表す部分 (金融商品会計基準案 (注9-2))	全期間の予想信用損失を算定 (金融商品会計基準案第28項(2)) 債権等の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失 (金融商品会計基準案 (注9-3))

◆ デフォルトの定義 (予想信用損失適用指針案第7項及び第8項)

- ◆ デフォルトを定義せず、企業が内部信用リスク管理の目的で使用しているものを用いる
- ◆ 3か月を超えて期日経過している場合には、合理的で裏付け可能な情報に基づき反証できる場合を除き、デフォルトが発生していると推定する

3. 予想信用損失モデルの特徴

– 1. 3つのステージ区分

◆ ステージ3の区分

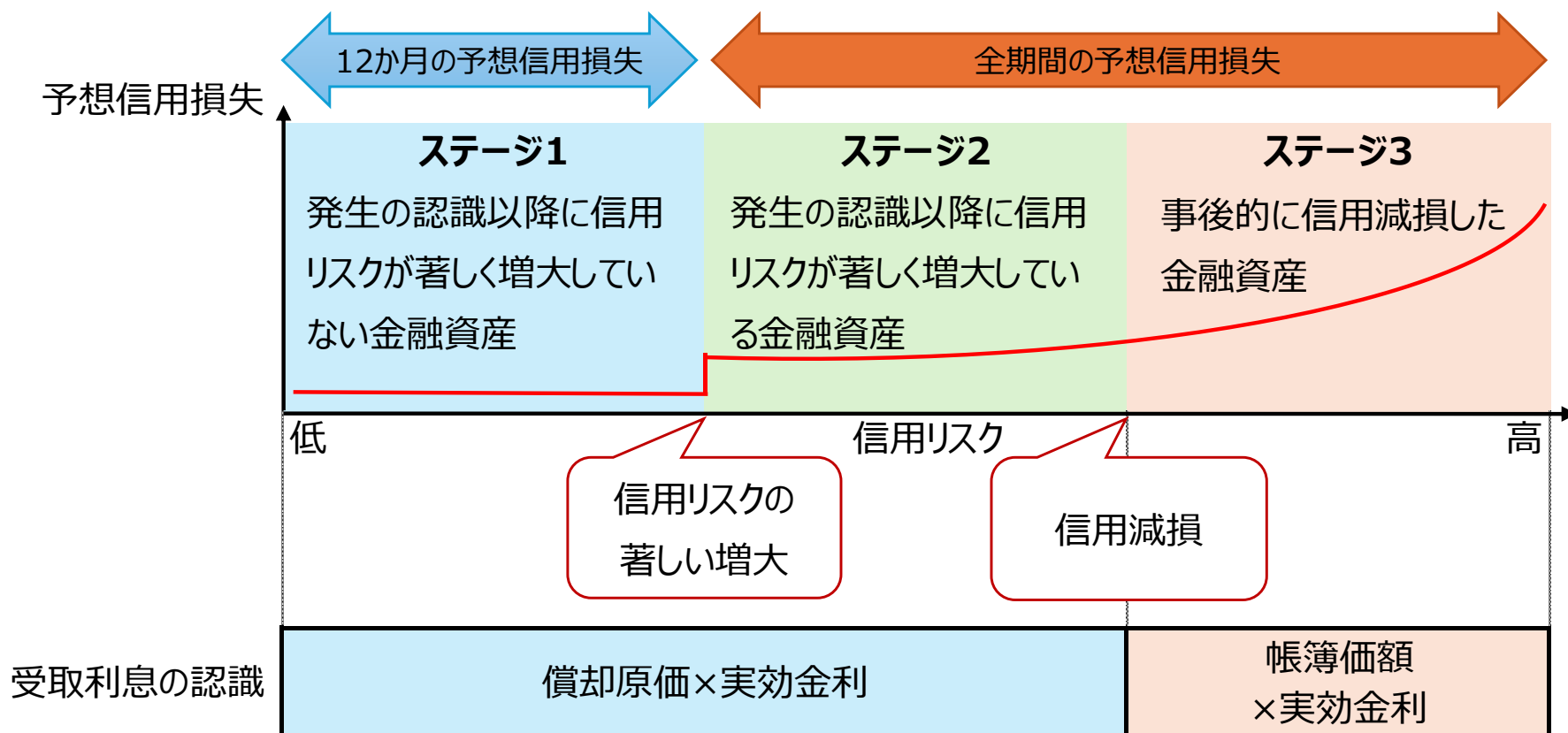
信用減損金融資産 (金融商品会計基準案 (注8-4)、予想信用損失適用指針案第28項)

- ◆ 信用減損金融資産とは、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している債権及び満期保有目的の債券をいう。また、信用減損債権とは、対象となる金融資産が債権である信用減損金融資産をいう
- ◆ 信用減損金融資産に該当するかどうかの判定に関して、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している証拠には、次の事象に関する観察可能なデータが含まれる
 - ❖ 発行者又は債務者の重大な財政的困難
 - ❖ 契約違反 (デフォルト又は期日経過事象など)
 - ❖ 借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
 - ❖ 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性の増加
 - ❖ 財政上の困難による当該金融資産に関する活発な市場の消滅
 - ❖ 発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントでの金融資産の購入又は組成

3. 予想信用損失モデルの特徴

– 1. 3つのステージ区分

🌟 予想信用損失モデルのイメージ



※このイメージ図には購入又は組成した信用減損債権を含めていない

4. 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する判定

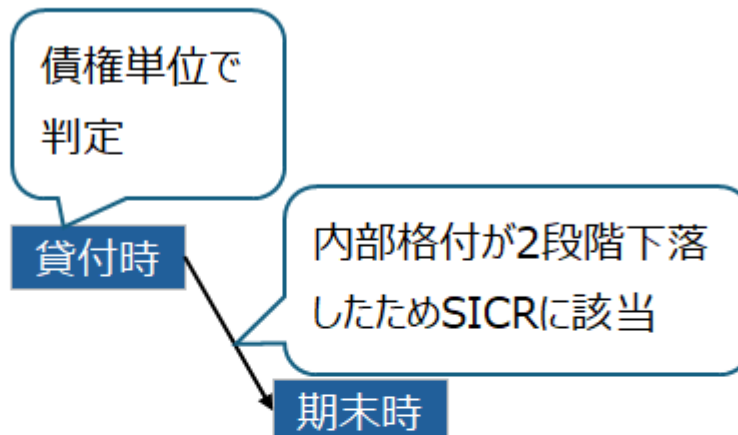
– 1. 相対的アプローチ

相対的アプローチにより債権単位で信用リスクが発生の認識以降著しく増大しているかどうかを判定する

（前提条件）

- 内部信用格付制度を用いて信用リスク管理を行っている
- 内部信用格付が遷移した場合のデフォルトの発生リスクの変化を把握している
- 各内部信用格付のデフォルトの発生リスクは安定的に推移しており、過年度からの重要な変動はない
- 内部信用格付3から2段階以上下落する場合には、会社が設定したSICRに関する閾値を超えている

内部格付1
内部格付2
内部格付3
内部格付4
内部格付5
内部格付6
内部格付7
内部格付8
内部格付9
内部格付10



4. 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する判定

– 1. 相対的アプローチ

補足文書案「I. 信用リスクの著しい増大に関する判定」

- ◆ 信用格付プロセスとデフォルトの発生確率（Probability of default）を組み合わせた方法を説明
- ◆ 債権等の単位でSICRを判定するにあたり、内部信用格付の遷移を最大限活用し、SICRが生じていると判定した債務者に対する債権等について、次のステップで判定を行っている
 - ❖ ステップ1 信用リスクが著しく増大していると判定するための定量的な閾値等を用いてグルーピングを実施する
 - ❖ ステップ2 グルーピングに基づき債務者単位で信用リスクが著しく増大しているかどうかを検討し、債権等の単位での検討が必要か判定する
 - ❖ ステップ3 債権等の単位での検討が必要とされた債務者に対する債権等について、信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定する

※ 補足文書案に関する説明については、黄色の背景により示している（本スライド以降同様）

4. 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する判定

－ 2. 将来予測情報の利用

- ❖ 期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能な場合には、債権等の発生の認識以降においてSICRの判定に将来予測的な情報を用いる（予想信用損失適用指針案第9項）
- ❖ 期日経過情報の利用（予想信用損失適用指針案第10項）
 - ◆ 期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合※、SICRの判定に期日経過の情報を用いることができる
 - ◆ 契約上の支払期日から1か月超経過している場合には、SICRが生じていると推定するが、反証することができる

※ 例えば、クレジットカードなどの消費者ローンなどの場合、定期的に債務者の情報入手することが困難であり、将来予測的な情報を過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではないと考えられるため、期日経過の情報を用いることが考えられる（予想信用損失適用指針案BC49項）

4. 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する判定

－ 3. 信用リスクが低い金融資産

信用リスクが低い金融資産（予想信用損失適用指針案第24項から第27項）

◆ 債権等について、期末において信用リスクが低いと判断される場合には、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと推定することができる

❖ 「信用リスクが低いと判断される場合」とは、次のすべてを満たす場合をいう

○ 債権等に係るデフォルト発生リスクが低い

○ 借手が近い将来の契約上のキャッシュ・フローの支払義務を履行する能力を十分に有している

○ 長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が生じた場合であっても、必ずしも借手の債務履行能力が低下するとは限らない

◆ 信用リスクが低いかどうかの判断を行うにあたり、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的であり、かつ債権等の種類及びリスクを考慮した内部信用格付又は他の方法を用いることができる

❖ 例えば、外部信用格付が投資適格の場合には、信用リスクが低いとみなすことができる

4. 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する判定

－ 4. 簡素化された予想信用損失の判定方法

債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用してSICRを判定する方法を用いることができる

（予想信用損失適用指針案第56項）

（イメージ図）

正常先	内部格付1	優良格付	SICRなしとみなす （12か月の予想信用損失）
	内部格付2		
	内部格付3		
	内部格付4		
その他要注意先	内部格付5	要判定格付	SICRありとみなすが 反証可能
	内部格付6	債務者単位で反証可能 その他要注意先 債権等单位で反証可能	
要管理先	内部格付7	要管理先以下	SICRありとみなす （全期間の予想信用損失）
破綻懸念先	内部格付8		
実質破綻先	内部格付9		
破綻先	内部格付10		

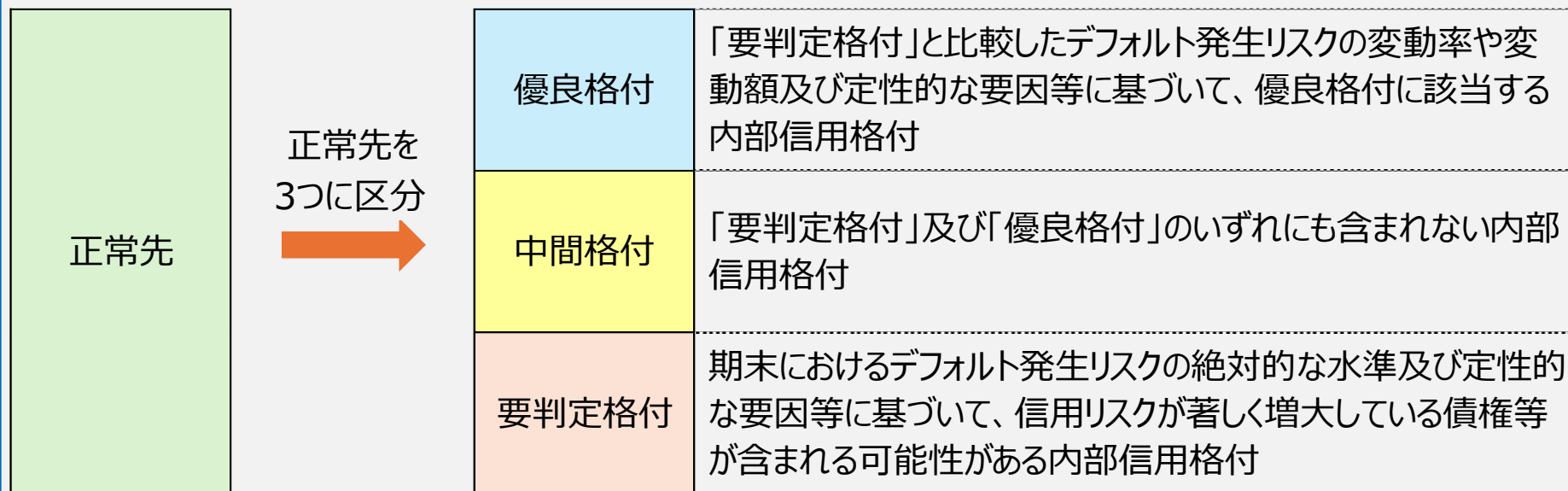
※ 簡素化された予想信用損失の算定方法及び選択可能な会計処理については、青囲みした上でグレーの背景により示している（本スライド以降同様）

4. 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する判定

－ 4. 簡素化された予想信用損失の判定方法

🔴 正常先の取扱い：正常先の3区分（予想信用損失適用指針案第57項）

- 🔹 正常先を信用リスクが低い順に優良格付、中間格付、要判定格付に区分する



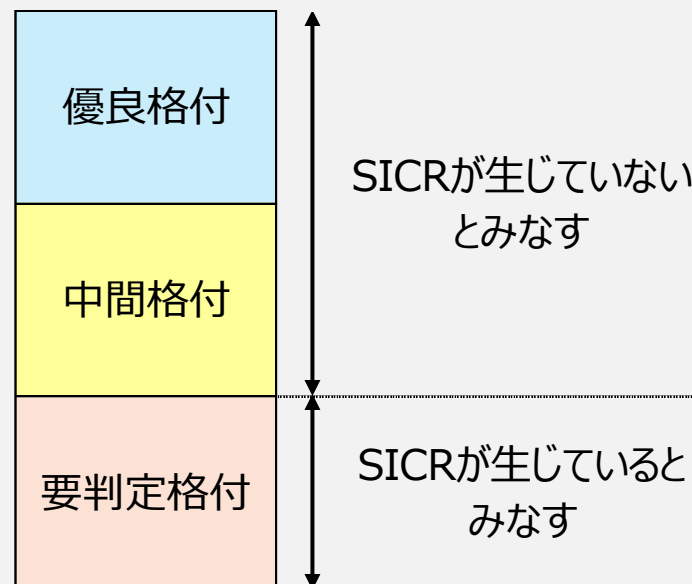
中間格付又は要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合がある

4. 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する判定

－ 4. 簡素化された予想信用損失の判定方法

正常先の取扱い：各区分のSICRの判定（予想信用損失適用指針案第58項）

- ◆ 優良格付又は中間格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に**SICRが生じていない**ものとして取り扱う
- ◆ 要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に**SICRが生じている**ものとして取り扱う。ただし、一定の場合には、**債務者単位でSICRが生じていないと反証することができる**



4. 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する判定 － 4. 簡素化された予想信用損失の判定方法

正常先の取扱い：要判定格付の反証（予想信用損失適用指針案第58項）

◆ 次のいずれかの場合には、**債務者単位**で債権等の発生の認識以降にSICRが生じていないと**反証することができる**

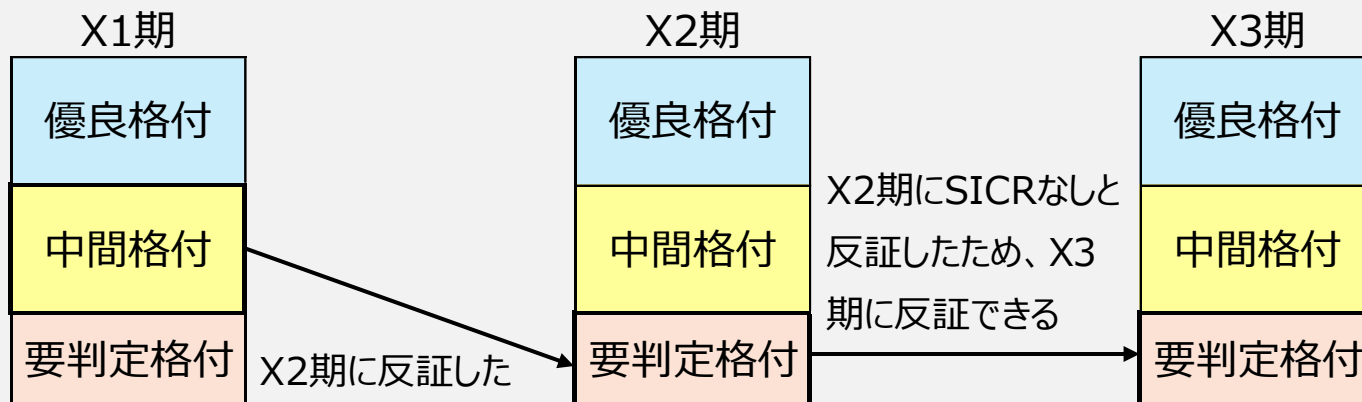
- ❖ 債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合
- ❖ 債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前においてSICRが生じていないと反証した場合
- ❖ 債務者について前期末において債権等が存在しない場合

4. 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する判定

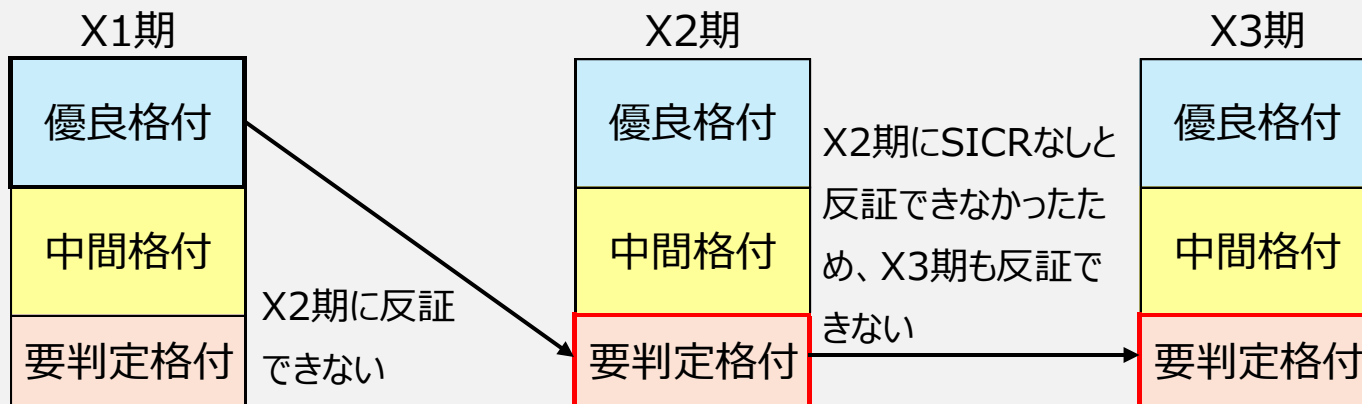
－ 4. 簡素化された予想信用損失の判定方法

正常先の取扱い：要判定格付の反証（予想信用損失適用指針案第58項）

（ケース1）X2期に反証した場合





（ケース2）X2期に反証できなかった場合




4. 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する判定

－ 4. 簡素化された予想信用損失の判定方法

要注意先の取扱い（予想信用損失適用指針案第60項）

-  期末において、**その他要注意先**に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に**SICRが生じているもの**として取り扱う。ただし、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、**個別の債権等の単位で**、債権等の発生の認識以降にSICRが生じていないと**反証することができる**
-  期末において、**要管理先**に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に**SICRが生じているもの**として取り扱う

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の取扱い（予想信用損失適用指針案第62項）

-  期末において、**破綻懸念先、実質破綻先又は破綻先**に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に**SICRが生じているもの**として取り扱う

4. 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する判定

－ 4. 簡素化された予想信用損失の判定方法

補足文書案「Ⅱ. 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定」

- ◆ 債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付を活用して判定する方法を説明
- ◆ 次の正常先を区分する方法の例を示している
 - ❖ 規制対応等により算定されている内部信用格付ごとのPDに基づいて区分する方法
 - ❖ 内部信用格付に対応する格付会社による外部信用格付に基づいて区分する方法
 - ❖ 改正後の金融商品会計基準の適用初年度にシミュレーション計算を行った内部信用格付ごとのPDに基づいて区分する方法

5. 予想信用損失の算定

－ 1. 原則的な算定方法

- ◆ **予想信用損失は、以下を反映する方法により算定する**（金融商品会計基準案第27-2項）

一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額	貨幣の時間価値	過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報
---	---------	---

- ◆ **予想信用損失は、SICRの判定に基づき次の方法により算定する**（金融商品会計基準案第28項、（注9-2）及び（注9-3））

SICR判定	算定額
SICRが生じていない	12か月の予想信用損失 （全期間の予想信用損失のうち、債権等について期末後12か月以内に生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失）
SICRが生じている	全期間の予想信用損失 （債権等の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失）

5. 予想信用損失の算定

－ 2. 原則的な算定方法（確率による加重計算）

- 予想信用損失の算定を行う際、すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する（予想信用損失適用指針案第43項）

すべての利用可能な証拠（将来予測情報を含む）を用いた予想信用損失の検討を盛り込み、複数のシナリオ及び生じる結果並びにそれらの発生の確率を考慮する

- 各シナリオの発生確率と予想信用損失が対称的ではない場合、最も可能性が高いシナリオの信用損失と各シナリオを確率加重平均した予想信用損失は異なる金額となる

<具体例>

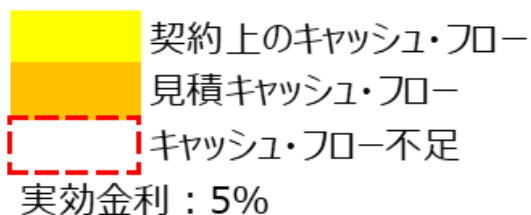
シナリオ	将来の失業率	発生確率	信用損失
A	4%	20%	30
B	5%	50%	70
C	6%	30%	170

最も可能性が高い結果である5%の失業率(シナリオB)に基づく単一の中心の経済シナリオによると信用損失は70
一方、各シナリオを確率加重平均した場合の予想信用損失は92
($= 30 \times 20\% + 70 \times 50\% + 170 \times 30\%$)

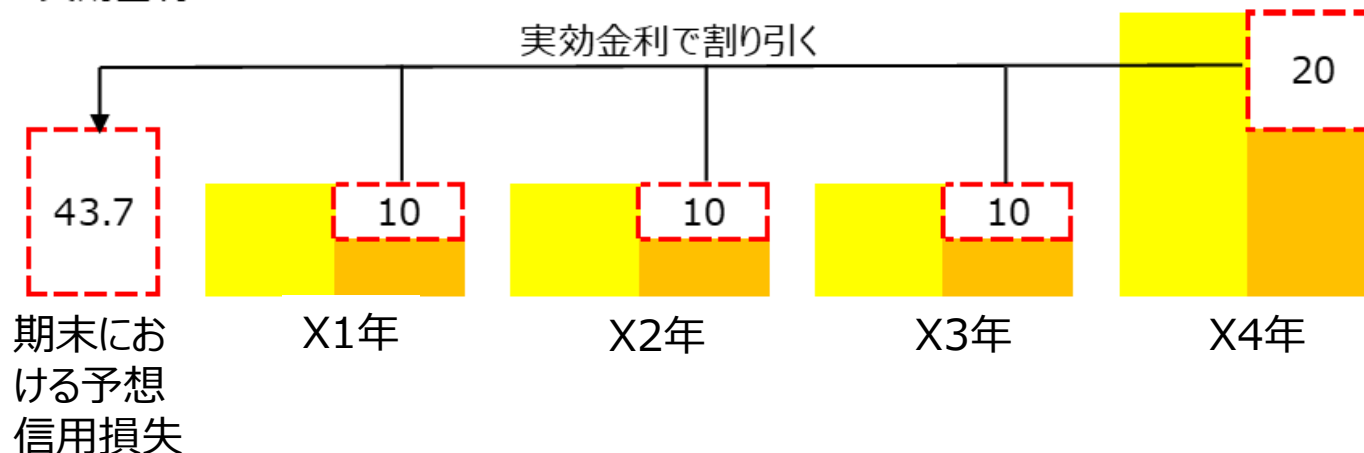
5. 予想信用損失の算定

－ 2. 原則的な算定方法（貨幣の時間価値の考慮）

- 予想信用損失は、債権等の発生の認識時における実効金利※又はその近似値を用いて、期末までの期間にわたり、すべてのキャッシュ・フローの不足額を割り引いて算定する（予想信用損失適用指針案第47項及び第48項）



※ 購入又は組成した信用減損債権など、実効金利以外の利率を用いる場合がある（予想信用損失適用指針案第48項）



予想信用損失の算定における貨幣の時間価値の考慮と実効金利法による償却原価による測定は不可分の関係にある

5. 予想信用損失の算定

– 2. 原則的な算定方法（合理的で裏付け可能な情報）

- ❖ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映する（金融商品会計基準案第27-2項）
- ❖ 使用する情報には、予想される期限前償還の影響、借手に固有の要因、一般的な経済状況、及び期末における現在の状況と将来の状況の両方が含まれる（予想信用損失適用指針案第49項）

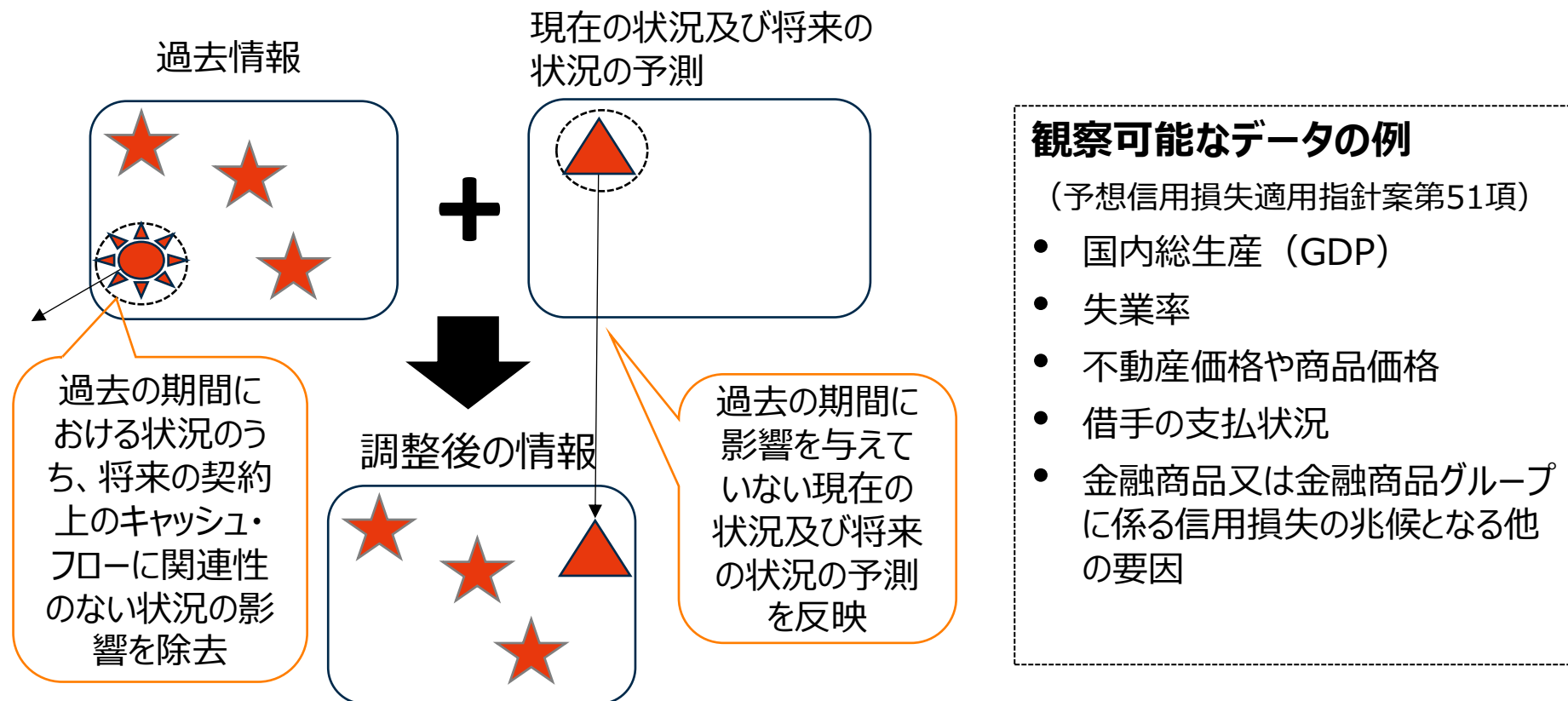
（使用する情報の例）

- ◆ 企業内部における貸倒実績
- ◆ 内部信用格付
- ◆ 他社における貸倒実績
- ◆ 外部信用格付、外部の報告書及び統計データ
- ◆ 企業固有の情報源がない又は不十分な場合、比較可能な金融商品（又は金融商品グループ）に関する類似企業の実績

5. 予想信用損失の算定

– 2. 原則的な算定方法（合理的で裏付け可能な情報）

◆ 貸倒実績などの過去の情報を用いる場合には、期末において観察可能なデータに基づいて次の調整を行う（予想信用損失適用指針案第50項）



必ずしもマクロ経済指標を用いる必要はなく、特定の地域経済環境や事業において影響を及ぼす事象や固有の情報などが適切な将来予測情報となる可能性がある

5. 予想信用損失の算定

– 2. 原則的な算定方法（合理的で裏付け可能な情報）

補足文書案「Ⅲ. 満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定」

- ◆ 満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定に関して、外部信用格付や市場情報などの公開情報を用いる方法を説明
 - ❖ SICRの判定に際して、外部信用格付が投資適格かどうかに基づいて判定する方法
 - ❖ 予想信用損失の算定にあたって、格付会社が公表する実績累積デフォルト率に現在の状況及び将来の状況の予測を反映した調整が必要かどうか考慮した上で、予想信用損失の算定に用いるPDを決定する方法

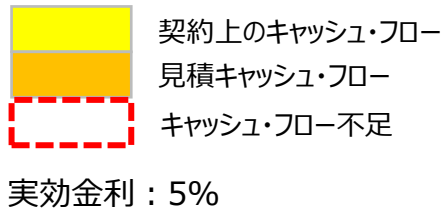
実績累積デフォルト率のイメージ（単位：％）

格付	1年	2年	3年	4年	5年
AAA	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
AA	0.00	0.00	0.00	0.05	0.07
A	0.01	0.09	0.15	0.24	0.32
BBB	0.42	0.98	1.52	1.91	2.24
BB	2.93	5.95	9.02	11.45	13.62
以下省略					

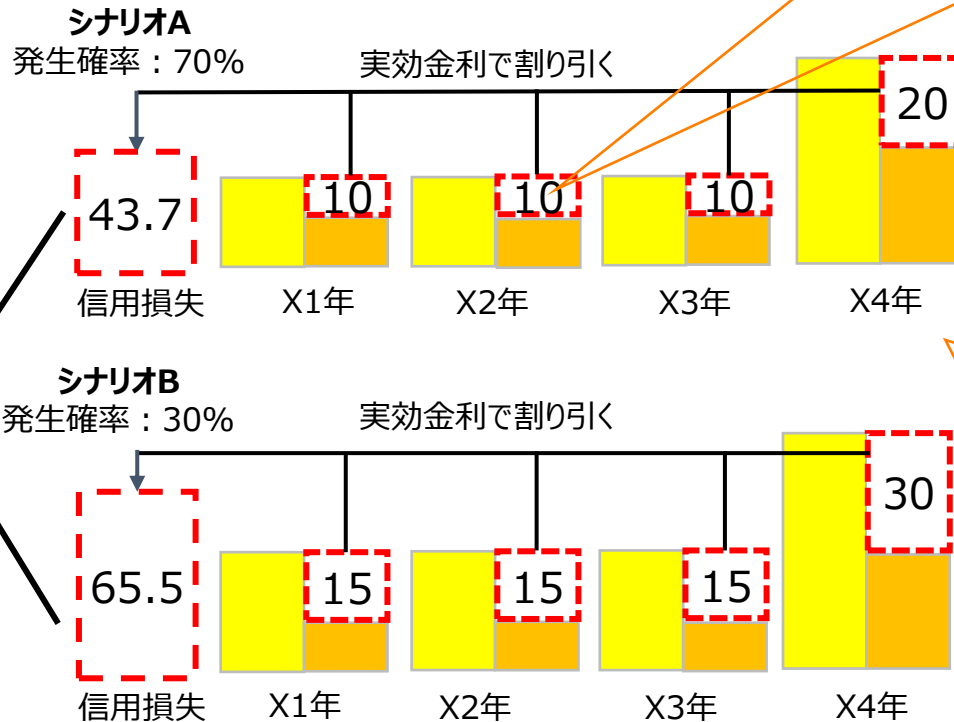
信用力が非常に高い発行体の債券（例：特定のソブリン債）を保有する場合、複数のシナリオを考慮したとしても、予想信用損失の算定に用いる12か月のPDをゼロ%と決定し、結果として予想信用損失が計上されない場合があり得ると考えられる

5. 予想信用損失の算定

2. 原則的な算定方法（算定イメージ）



債権等の予想存続期間を通じて、すべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮することにより、キャッシュ・フローの見積りを行う



見積期間は、原則として、貸手が信用リスクに晒される契約上の最長期間

※ただし、一定の条件を満たす貸出コミットメント等（例えば、クレジットカードの信用枠）は、信用リスクに晒されると見込まれる期間のうち予想信用損失が企業の通常の信用リスク管理行動によって軽減されない期間

確率加重
50.2
 期末における
 予想信用損失

5. 予想信用損失の算定

－ 3. 簡素化された算定方法

◆ 原則的な算定方法に対し、実務上の負担が重いと考えられる次の論点等に関して、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を定めている

項目	原則	簡素化
債権等の予想継続期間 <small>(予想信用損失適用指針案第63項)</small>	(見積単位) 債権等ごと (見積頻度) 毎期見直す	(見積単位) 正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先の単位ごとに、リスク特性が類似したグループごと (見積頻度) 状況に大きな変化がない限り、継続して用いることができる
将来予測シナリオ <small>(予想信用損失適用指針案第64項)</small>	一定範囲の生じ得る結果を考慮する	最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる
貨幣の時間価値 <small>(予想信用損失適用指針案第65項)</small>	債権等の発生の認識時における実効金利又はその近似値を用いて割引計算を行う	約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて償却原価の算定を行う場合、予想信用損失の算定においても約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて割引計算を行う

5. 予想信用損失の算定

－ 4. 金融保証契約に係る予想信用損失の算定

- ◆ 金融保証契約とは、特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失等を補償するために、当該保有者に対して所定の支払を行うことを契約発行者に要求する契約をいう（金融商品会計基準案（注8-2））

◆ ただし、デリバティブに該当するものは除く

- ◆ 金融保証契約の発行者においては、金融保証契約は、以下のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計基準案第26-2項）

◆ 予想信用損失の金額

◆ 発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額

◆ ただし、これらを別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることができる（金融商品実務指針案第137項）

5. 予想信用損失の算定

－ 5. 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定

- ❖ **貸出コミットメント等については、取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定する**（予想信用損失適用指針案第22項）
- ❖ **貸出コミットメント等の未使用枠について、次の差額の現在価値により信用損失を算定する**（予想信用損失適用指針案第34項）
 - ◆ 貸出コミットメント等の保有者が貸付を受けた場合に受け取るべき契約上のキャッシュ・フロー
 - ◆ 貸付を実行した場合に受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー
- ❖ **貸出コミットメント等に係る予想信用損失は、貸出コミットメント等の実行に関する予想と整合的に算定する**（予想信用損失適用指針案第35項）

5. 予想信用損失の算定

－ 5. 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定

補足文書案「IV. 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定」

◆ 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定に関して以下を説明

- ❖ 貸出コミットメント等に基づいて実行された貸付金のデフォルト発生時における残高の見積りに関する方法は複数あると考えられる
- ❖ 予想信用損失の算定に用いるデータが整備されるまでの当面の間、規制上の目的で用いられる数値（例えば、自己資本比率算定において貸出コミットメント等の与信相当額の算出に用いられる掛目）を用いることは、過渡的な対応として認められると考えられる
- ❖ 上述の対応は過渡的なものであるため、改正金融商品会計基準等を適用してから、合理的な期間内に貸出コミットメント等に関するデータを整備し、企業固有の状況に応じた予想信用損失の算定に移行することが必要と考えられる

5. 予想信用損失の算定

– 6. 単純化したアプローチ

受取手形及び売掛金等並びにリースにより生じた債権に関する予想信用損失の算定方法 (金融商品会計基準案第28-4項及び第28-5項)

区分		予想信用損失の算定
収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等	重要な金融要素を含まない	全期間の予想信用損失に等しい金額
	重要な金融要素を含む	(原則) SICRの判定に基づき、12か月又は全期間の予想損失に等しい金額により算定
リースにより生じた債権※		(選択) 全期間の予想信用損失に等しい金額により算定

※ ファイナンス・リースに係る債権とオペレーティング・リースに係る債権の区分で予想信用損失の算定方法を選択することができる

5. 予想信用損失の算定

－ 7. 実務上の便法

◆ 受取手形、売掛金等に関する予想信用損失の算定方法 (予想信用損失適用指針案 第38項)

- ◆ 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る12か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、**貸倒実績**に基づき、一定の**期日経過日数**に応じた引当率を定める方法を用いることができる

ただし、期末において観察可能なデータに基づき、**現在の状況及び将来の状況の予測**などの調整を行うことが必要

(予想信用損失適用指針案 設例10より)

	期日経過なし	1か月以内の期日経過	1か月超2か月以内の期日経過	2か月超3か月以内の期日経過	3か月超の期日経過
引当率※	0.3%	1.6%	3.6%	6.6%	10.6%

※ 貸倒実績率を基礎とし、将来予測的な見積りを反映し算定された引当率

6. 償却原価に係る会計処理

ー 1. 原則的な方法（実効金利法）

貸付金、重要な金融要素を含む債権及び満期保有目的の債券の貸借対照表価額

予想信用損失

- ◆ 貨幣の時間価値を反映する（金融商品会計基準案第27-2項）
- ◆ 割引を行う際、債権等の**発生**の認識時における**実効金利**又はその近似値を用いる（予想信用損失適用指針案第48項）

予想信用損失の定め
と整合させるため



貸借対照表 価額

- ◆ **償却原価**から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする（金融商品会計基準案第14項及び第16項）
- ◆ 償却原価の算定は、**原則として実効金利法**を適用する（金融商品実務指針案第57-2項、第70項及び第105項）

6. 償却原価に係る会計処理

－ 1. 原則的な方法（実効金利法）

◆ 償却原価法の種類（金融商品実務指針案第57-2項）

- ◆ 償却原価法の種類には**実効金利法**及び**金利差額調整法**がある
- ◆ 実効金利法とは、**金融資産の予想存続期間を通じての将来の期待キャッシュ・フローを実効金利により割り引く方法**をいう
- ◆ 実効金利法における利息法とは、**実効金利により複利をもって各期に配分する方法**をいう

償却原価法	期間配分	現行	公開草案
実効金利法	利息法	無	有
金利差額調整法※	利息法	有	有
	定額法	有	有

※現行の償却原価法は「金利差額調整法」という呼称となる

6. 償却原価に係る会計処理

－ 2. 実効金利の計算

◆ 実効金利の計算 (金融商品実務指針案第57-3項、第57-5項及び第57-10項)

- ◆ 実効金利を計算する際、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行う → その際、予想信用損失を考慮しない
 - ◆ 契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト、及びその他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる
 - ◆ 実効金利の計算に際して、金融商品（又は金融商品グループ）のキャッシュ・フロー又は予想存続期間について信頼性をもって見積ることが可能でない稀な場合には、当該金融商品（又は金融商品グループ）の契約期間全体にわたる契約上のキャッシュ・フローを使用する
- ◆ 次の2つの要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができる
 - ❖ 特定の役務に対応する手数料であることが明確である
 - ❖ 設定された手数料が対応する役務との関係で合理的である

6. 償却原価に係る会計処理

－ 2. 実効金利の計算

◆ 金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料 (金融商品実務指針案第57-7項及び第57-8項)

区分	含まれる手数料の例
金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料	<ul style="list-style-type: none">(1) 金融資産の組成又は取得に関して受け取った組成手数料(2) 貸出コミットメント等について貸付を行う可能性の方が行わない可能性よりも高い場合において、貸手が貸付金を組成するために受け取った手数料
金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料	<ul style="list-style-type: none">(1) 貸付金の元利金徴収に対して課される手数料(2) 貸出コミットメント等について貸付を行わない可能性が行う可能性よりも高い場合に、貸手が貸付金を組成するために受け取った手数料(3) アレンジャーがローン・パッケージのいかなる部分も自己では保有しない場合、又は、他の参加者と同様のリスクに対して同一の実効金利でローン・パッケージの一部を保有する場合において、受け取るローン・シンジケーション手数料

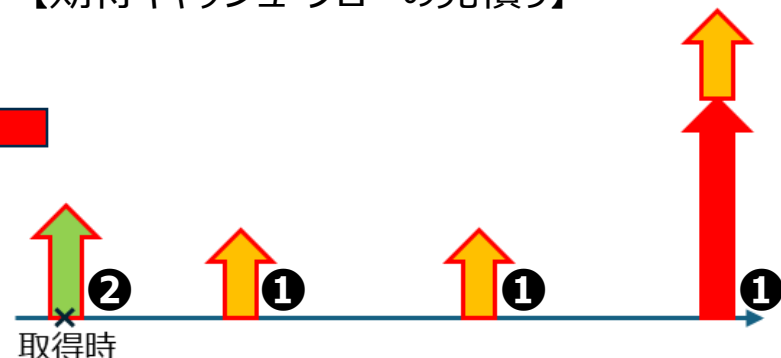
6. 償却原価に係る会計処理

2. 実効金利の計算（算定イメージ）

①すべての契約条件を考慮して期待キャッシュ・フローを見積もる

【期待キャッシュ・フローの見積り】

- 例えば貸付金の場合、消費貸借契約で定められる元本や利息等の期待キャッシュ・フローを見積もる
- 実効金利を計算する際、予想信用損失を考慮しない



②以下の項目を実効金利の計算に含める

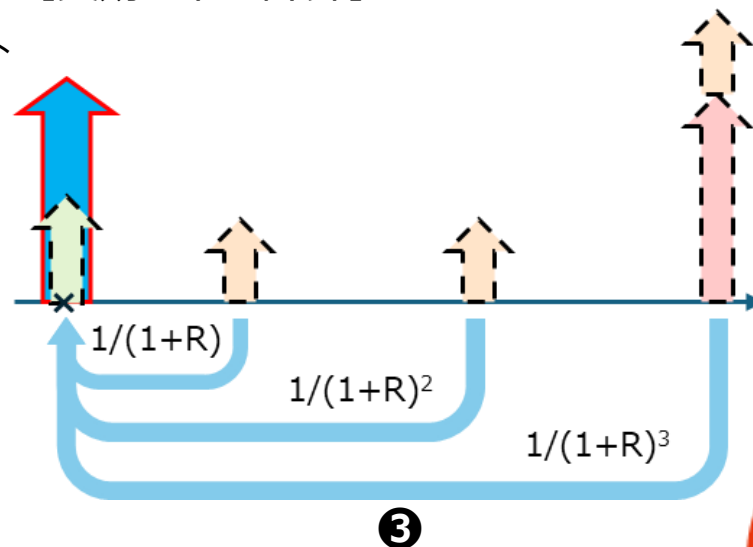
に含まれる項目

- 契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの
- 金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト
- その他のすべてのプレミアム又はディスカウント

【実効金利の計算】

③金融資産の発生の認識時の償却原価と期待キャッシュ・フローの現在価値が等しくなるように実効金利を計算する

金融資産の発生の認識時の償却原価と期待キャッシュ・フローの現在価値が等しくなるように実効金利：Rを計算する



6. 償却原価に係る会計処理

－ 3. 信用減損金融資産

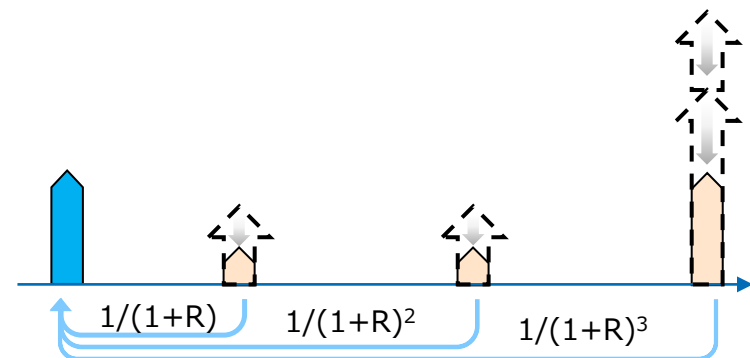
信用減損金融資産の受取利息 (金融商品実務指針案第119項)

- ◆ 購入又は組成した信用減損債権については、債権の帳簿価額に**信用調整後の実効金利**を適用して算定する
- ◆ 購入又は組成した信用減損債権ではないが、**その後に信用減損金融資産となった金融資産**については、**信用減損金融資産となった後の期**において、**金融資産の帳簿価額に実効金利を適用**して算定する

信用調整後の実効金利 (金融商品実務指針案第57-11項)

- ◆ 金融資産の予想存続期間を通じて見積った**将来の期待キャッシュ・フロー**について、購入又は組成した信用減損債権である債権の帳簿価額まで割り引く率をいう

購入又は組成した信用減損債権である債権の
■ 帳簿価額と ■ 期待キャッシュ・フロー
(予想信用損失を考慮する) の現在価値が
等しくなるように信用調整後の実効金利：Rを
計算する



6. 償却原価に係る会計処理

－ 4. 選択可能な会計処理

❖ 原則的な償却原価の算定方法に関する実務負担の軽減のため、次の方法により償却原価を算定できることとした

対象	オプション
組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないもの	実効金利の代わりに <u>約定金利</u> （又は約定金利相当の率）を用いることができる この場合、実効金利の不可分な一部である手数料については償却原価の算定には含まれず、収益認識会計基準に準じて、収益を認識する（金融商品実務指針案第105-2項）
購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないもの	継続適用を条件として、 <u>金利差額調整法における定額法</u> によることができる（金融商品実務指針案第105-3項）
購入又は組成した信用減損債権	契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、 <u>金利差額調整法における定額法</u> によることができる（金融商品実務指針案第105-4項）

6. 償却原価に係る会計処理

－ 4. 選択可能な会計処理

- ❖ 原則的な償却原価の算定方法に関する実務負担の軽減のため、次の方法により償却原価を算定できることとした（続き）

対象	オプション
信用減損金融資産	一定の要件を満たす場合には、信用減損金融資産に係る <u>受取利息については不計上</u> とすることができる（金融商品実務指針案第120項）
満期保有目的の債券	継続適用を条件として、 <u>金利差額調整法における定額法</u> によることができる（金融商品実務指針案第70項）

6. 償却原価に係る会計処理

－ 5. 資産の測定方法のまとめ（参考）

資産の測定方法（コメント募集別紙4）

区分	項目		原則的な方法	選択可能な会計処理※		
				手数料	約定金利	定額法
金融商品	債権	以下を除く債権	取得原価	—	—	—
		リースにより生じた債権	リース会計基準に基づいて算定された価額	—	—	リース会計基準に従う
	貸付金及び重要な金融要素を含む債権	購入又は組成した信用減損債権	償却原価（実効金利法における利息法・・・信用調整後の実効金利を使用）	—	—	第105-4項
		購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生時の認識時に信用減損していないもの	償却原価（実効金利法における利息法）	—	—	第105-3項
		組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生時の認識時に信用減損していないもの		第57-10項	第105-2項	—
満期保有目的の債券			—	—	第70項	
金融商品以外	契約資産		債権の取扱いに準じて処理する	—	—	—
	リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分		リースにより生じた債権の取扱いに準じて処理する	—	—	リース会計基準に従う

※ 項番号は、金融商品実務指針案の項番号を示しており、適用が想定される主要なものについて記載している

7. 開示

－ 1. 開示目的

◆ 開示目的

◆ 金融商品に関する注記における開示目的（金融商品会計基準案第40-A1項）

金融商品のリスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示する

◆ 信用リスクに関する開示目的（予想信用損失適用指針案第71項）

企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえ、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示する

7. 開示

－ 2. 注記事項

信用リスクに関する情報の注記事項

- ◆ 前頁の開示目的を達成するために信用リスクに関する情報として、次の事項を注記する（予想信用損失適用指針案第72項）
 - ❖ 予想信用損失の分解情報
 - ❖ 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報
 - ❖ 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

- 上記の各注記事項のうち、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる（予想信用損失適用指針案第72項）
- どの注記事項にどの程度の重点を置くか、また、どの程度詳細に記載するかを開示目的に照らして判断する（予想信用損失適用指針案第73項）
- 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない（予想信用損失適用指針案第93項）

7. 開示

－ 2. 注記事項

◆ 予想信用損失の分解情報

- ◆ 債権等の特徴が類似するグループごとに**予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表**を注記する（予想信用損失適用指針案第75項）
- ◆ **予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合には、当期中の予想信用損失引当金の変動に関する説明**を注記する。（予想信用損失適用指針案第76項）
- ◆ 区分ごとに、当期中の債権等の**償却原価の著しい変動がある場合、予想信用損失引当金の変動に対する影響に関する説明**を定量的情報及び定性的情報を含めて注記する。（予想信用損失適用指針案第78項）

7. 開示

－ 2. 注記事項

予想信用損失の分解情報の開示例 (予想信用損失適用指針案 開示例1)

住宅ローン－貸倒引当金	12か月の 予想信用損失	全期間の 予想信用損失	信用減損金融資産 (全期間の 予想信用損失)
期首残高	XXX	XXX	XXX
全期間の予想信用損失への振替	△XXX	XXX	-
信用減損金融資産への振替	△XXX	△XXX	XXX
12か月の予想信用損失への振替	XXX	△XXX	-
組成、購入、回収及び売却した 債権等	XXX	△XXX	△XXX
直接減額	-	△XXX	△XXX
モデル又はリスク変数の変更	XXX	XXX	XXX
その他の変動	XXX	XXX	XXX
期末残高	XXX	XXX	XXX

7. 開示

－ 2. 注記事項

信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報

信用リスク管理実務及び信用リスク管理実務が予想信用損失の算定にどのように関連するかを説明するために、次の事項を注記する（予想信用損失適用指針案第79項）

(1) 信用リスクの著しい増大に関する判定方法

(2) デフォルトの定義及びデフォルトの定義を決定した理由

(3) 予想信用損失を集合的な単位で算定した場合には、集合的な単位の決定方法

(4) 信用減損金融資産の判定方法

(5) 直接減額の方針

予想信用損失の算定に用いるインプット、仮定及び見積技法を説明するために、次の事項を注記する（予想信用損失適用指針案第81項）

(1) インプット及び仮定の基礎並びに次のものに用いる見積技法


(2) 将来予測的な情報の反映方法





(3) 当期中に行った見積技法又は重要な仮定の変更及び変更の理由

7. 開示

－ 2. 注記事項

当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報 (予想信用損失適用指針案第82項、第88項、第91項及び第92項)

 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報として、次の事項を注記する

-  信用リスク・エクスポージャーの開示
-  担保及び他の信用補完が予想信用損失に与える影響
-  担保権の実行による資産の取得
-  直接減額

7. 開示

－ 2. 注記事項

◆ 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用についての開示


- ◆ 「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目の適用について、企業が**重要な会計方針に該当すると判断した場合は、重要な会計方針として注記することが考えられる**。また、**信用リスクに関する開示目的に照らして重要な場合は、信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報として注記することが考えられる**（予想信用損失適用指針案BC90項）
- ◆ 注記の内容としては、次の事項が考えられる（予想信用損失適用指針案BC131項）

適用した簡素化された予想信用損失の算定方法	考えられる注記
内部信用格付を活用して判定する方法	<ul style="list-style-type: none"> 当該方法を適用している旨 正常先を優良格付、中間格付及び要判定格付に区分する方法
正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先の単位ごとに、リスク特性が類似したグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いる	<ul style="list-style-type: none"> その旨及び内容
最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮	<ul style="list-style-type: none"> その旨

7. 開示

－ 2. 注記事項

予想信用損失適用指針の適用開始に関する開示 （予想信用損失適用指針案第94項）

-  会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合に求められる注記のうち、表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額の注記に代えて、**予想信用損失適用指針の適用開始前の債権等に係る貸倒引当金又は他の引当金の最終残高と、本適用指針に従って算定した期首の予想信用損失引当金との調整を可能とする情報**を開示する

8. その他の会計基準等の改正

収益認識会計基準の改正

- ◆ 契約資産又は顧客との契約から生じた債権に係る貸倒引当金の繰入額と取崩額及び直接減額の金額の開示の定めを追加（収益認識会計基準案第79-2項）
- ◆ 契約資産の会計処理は、金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理する（収益認識会計基準案第150-4項）

リース会計基準及びリース適用指針の改正

- ◆ リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分の予想信用損失の算定等は、金融商品会計基準のリースにより生じた債権の定めに基づいて会計処理を行うことを記載（リース会計基準案BC57項）
- ◆ 建設協力金等について予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を設定する（リース適用指針案第36項）
- ◆ 敷金及び将来返還される差入預託保証金（建設協力金等及び敷金を除く。）について、回収不能見込額に基づいて算定された貸倒引当金を設定する（リース適用指針案第36-2項）

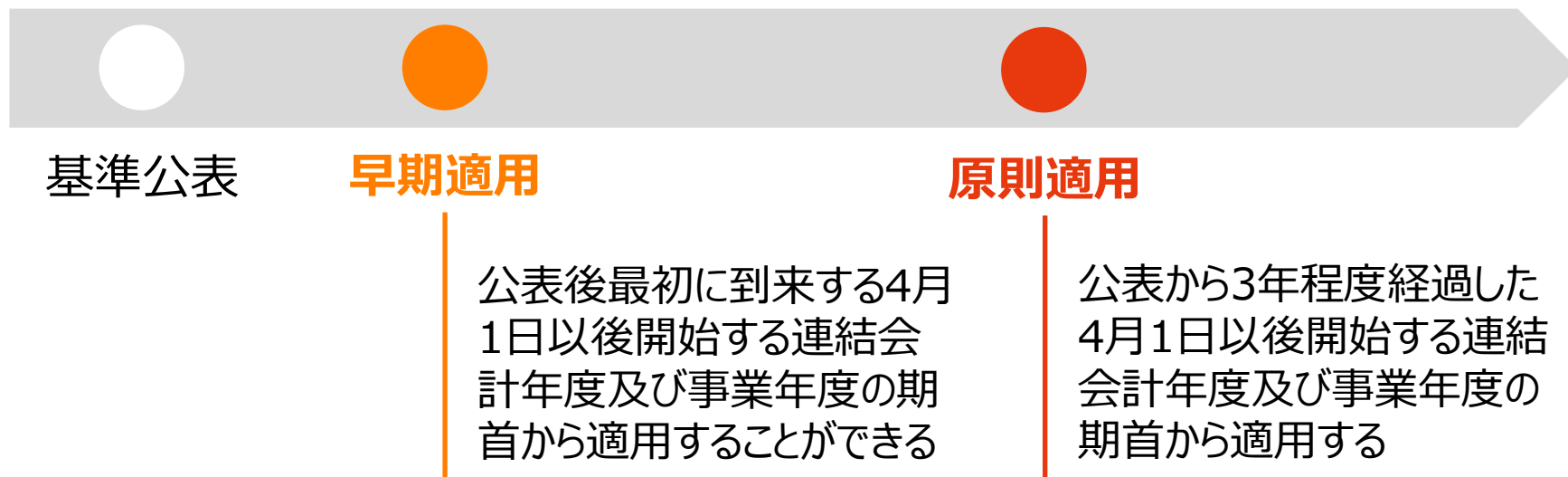
期中適用指針の改正

- ◆ 信用減損していない債権等の予想信用損失の算定における簡便的な会計処理について定めている（期中適用指針案第3項）

9. 適用時期等

一 適用時期

適用時期 (金融商品会計基準案第41項(7)及び(8))



9. 適用時期等

一 経過措置

経過措置

- ◆ 主に以下の3種類の経過措置を設けている
 - ❖ 適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する（金融商品会計基準案第44-3項等）
 - ❖ 適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない（金融商品会計基準案第44-4項等）
 - ❖ 適用初年度の期首時点で存在する債権等について、SICRの判定に過大なコストや労力が必要となる場合、当該債権等の消滅の認識が行われるまで、予想信用損失を適用初年度の期首又はそれ以降の期末における全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することができる（予想信用損失適用指針案第96項）

◆ 公開草案へのリンク

- ◆ 公開草案及び補足文書案は以下のASBJのサイトよりご覧いただけます

https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-1029.html

◆ コメント募集の説明

- ◆ 本公開草案及び補足文書案に対するコメントがございましたら、2026年2月6日（金）までに、電子メールにより下記へ文書でお寄せください

ecl2025ed@asb-j.jp



<https://www.asb-j.jp/jp/>

